

## (2) 地域支援事業の推進

### ア 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

#### (ア) 介護予防・生活支援サービス事業

##### ① 訪問型サービス

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、掃除や洗濯などの日常生活上の支援を行うことを目的に、介護予防・生活支援サービスとして平成28年度より次に掲げる方策等のうち、a)訪問介護（旧制度における介護予防訪問介護相当）、b)訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）の制度を創設し、現在はa)訪問介護を実施しております。

しかし、b)訪問型サービスAについては、制度創設したものの実施団体がいない状況となっております。

今後ますます高齢化が進展する中で、支援体制の拡充が求められることを踏まえると、a)訪問介護よりも人員や運営等の基準が緩和されたサービス事業所を増やし、さらなる生活支援体制の整備に努めていきます。

また、自立支援、重度化防止の観点から、栄養や口腔などの状態改善を図る短期集中サービスも重要であることから、今後はd)訪問型サービスC（短期集中予防）の制度の創設、実施を推進しつつ、本市の特性に合ったサービスを検討、実施していきます。

#### ■訪問型サービスの実績及び見込み量

(人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
サービス提供者数 (介護予防訪問介護相当)	—	154	164	(160) 167	(164) 164	(168)
サービス提供者数 (サービスC)	—	—	—	0	(5) 3	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

※( )は見込量

#### 【取組状況・課題など】 ※目標値等に対する進捗状況

訪問型サービスAの実施に当たっては、市内全事業所の管理者に対し実施依頼を行うとともに、現人員体制での実施には事業所に対するメリットも少ないことから、サービスAの人材として活躍できる従事者の養成を平成30年度に実施しています。18名を養成しましたが、サービス提供には至っていないことから、引き続き、事業所に対し人材の紹介及び打診を継続するとともに、今後は、介護サービス事業者だけでなく、シルバー人材センターや社会福祉協議会などの多様な家事支援実施事業者等に働きかけを行い、専門職以外の支援体制の構築を図っていく予定です。

訪問型サービスCについては、平成30年度に創設し、令和元年度よりサービス提供を開始しました。地域ケア会議などと連動し、更なる利用者の掘り起こしを行うとともに、効果検証の取りまとめを行い、事業利用の効果を関係機関や市民に提示することで、更なる利用に繋げていきます。

## ② 通所型サービス

平成 28 年度からの介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴い、以下に示した類型のうち、a) 通所介護、b) 通所型サービス A として「達人の会」、d) 通所型サービス C として「けんこう達人塾」及び「元気あっぷ教室」を実施しております。

なお、c) 通所型サービス B（住民主体による支援）については、現在実施していませんが、一般介護予防における地域介護予防活動支援事業の実施、状況を考慮し、課題を整理したうえで、実施の検討を行います。

今後についても、地域の状況や需要等を勘案するとともに、高齢者の通いやすい場所での実施を検討するなど、本市の特性に合ったサービスの実施を目指していきます。

また、介護予防に特に貢献した事業所を評価できる仕組みについて、今後検討していきます。

### ■通所型介護予防事業の実績と通所型サービスの実績及び見込み量 (件)

		H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
提 供 者 数	通所介護 (現行の通所介護相当)	—	4,525	5,227	(5,100) 5,474	(5,150) 3,174	(5,196)
	通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)	326	583	412	(430) 619	(468) 146	(473)
	通所型サービス C (短期集中予防サービス)	439	253	273	(180) 107	(180) 4	(180)

※令和元年度欄は令和元年 9 月末日現在

※ ( ) は見込量

### 【取組状況・課題など】 ※目標値等に対する進捗状況

通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）において、平成 29 年度までは社協委託の 1 事業所のみであったが、通所事業所への説明会を実施し、平成 30 年度に民間事業所 2 件、令和元年度には、これまで委託で実施していた社協も指定事業所となることで、現在 3 事業所にて通所型サービス A を実施しています。今後も、更に 1 事業所が通所型サービス A の指定を検討しているため、通所型サービス A を実施する事業所が増加し、介護度が軽度の利用者が通所型サービス A に移行することで、現行の通所介護相当よりも保険給付費の抑制に繋がることから、指定事業所が増えるよう事業所への説明等に取り組んでいきます。なお、通所型サービス C（短期集中予防サービス）において、平成 28 年度までは社協委託のみでしたが、平成 29 年度にプロポーザルを実施し 2 事業所で通所型サービス C を実施しています。その後、平成 30 年度からは 1 事業所のみでの実施となっており、事業の利用対象者が限定されることから、利用者数の低下がみられます。こうしたことから、事業内容の見直しや効果検証を行い、令和元年度には開始時期の調整や、効果を盛り込んだチラシを用いて周知に努めています。

### ③ その他の生活支援サービス事業

要支援者等に対する栄養改善を目的とした配食や、ひとり暮らし高齢者等に対する見守り等のその他の生活支援サービスは、本市では未実施となっています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の増加に伴い、生活支援サービスに対する需要は、潜在・顕在を問わず高まってきていることから、今後、生活支援体制整備事業にて設置されている生活支援コーディネーターと連携し、協議体での協議を踏まえながら、ボランティアや民間事業者など、サービスの提供が可能な社会資源を把握するとともに、NPOやいきいき・元気サポーターなどとも連携しながら、多様な生活支援サービスを提供できる体制の構築を検討していきます。

#### 【取組状況・課題など】

それぞれの事業の特性を十分考慮した上で、効果的に事業を実施すること既存の社会資源や福祉サービスと整合性を図りつつ、多様なサービスを充実させていきます。

また、介護予防や重度化防止の観点からも、多くの高齢者を含めた住民が支える側にまわる仕組みの構築を目指します。

### ④ 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業による各種サービス等を適切に提供できるよう、地域包括支援センターの保健師等が、要支援者等に対し、機能回復や自立支援等に向けたケアマネジメントを行います。

#### ■介護予防ケアマネジメントの実績及び見込み量 (件)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
介護予防 ケアマネジメント 実施件数	120	4,669	4,894	(5,510) 4,712	(5,574) 2,236	(6,070)

※ 平成 27 年度は、旧介護予防事業における介護予防ケアマネジメントを計上

※令和元年度欄は令和元年 9 月末日現在

※ ( ) は見込量

#### 【取組状況・課題など】 ※目標値等に対する進捗状況

介護保険の要支援認定者および総合事業利用対象者に対し、引き続き介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるとともに自立支援及び重度化防止についても専門的視点から必要な援助を行ってまいります。

## (イ) 一般介護予防事業

### ① 介護予防把握事業

市高齢者福祉課や地域包括支援センターへの様々な相談の中で、介護予防が必要と思われる方に対し、来所や訪問により基本チェックリストを実施し、生活機能の低下や閉じこもり状態の有無の把握をしています。その結果により、介護予防・日常生活支援総合事業や介護予防事業へのお誘いをしています。

今後も、高齢者が要介護状態になることを予防するため、基本チェックリスト及びアセスメントを適正に行い、事業対象者の把握に努めていきます。

#### ■基本チェックリスト実施状況

(人)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
実施者数	—	95	94	113	39	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

#### 【取組状況・課題など】

基本チェックリストの実施により、高齢者の状態を客観的にアセスメントする指標となる他、適正なサービスの振り分けを行うことができるようになりました。そうした中、要介護状態の改善はみられるものの、介護サービスを完全に終了することが難しい状況の方々が事業対象者へ移行するケースも多くみられ、介護保険からの卒業に向けた取り組みが課題となっています。

## ② 介護予防普及啓発事業

これまで取り組んできた下記の取組みの充実を図るとともに、高齢者の通いやすい場所での実施を検討するなど、利用者の立場に立った上で、講座内容の見直しを適時・適切に行いながら、介護予防の普及・啓発に努めます。

また、継続的な介護予防を行うために、自主グループ化できる活動については、その支援をしていきます。

さらに、他の部局で実施されている健康づくり関連の事業との類似性、効率性を考慮し、市民にとって利便性の高い事業展開ができるよう調整していきます。

### ■介護予防普及啓発事業（教室・出前講座）の実施状況

#### a) 「ながちか（長親）体操」

運動機能等の維持を目的とする体操プログラムとして、平成 24 年度に作成した本市独自の健康長寿体操

	実 績
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行田ケーブルテレビでの定時放映</li> <li>・ながちか（長親）体操サポーター養成講座実施</li> <li>・自治会事業等における「ながちか（長親）体操」サポーターの活用</li> <li>・はつらつ教室、楽しく長生き講座にて講習</li> </ul>
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行田ケーブルテレビでの定時放映</li> <li>・「みんなでラジオ体操&amp;ながちか（長親）体操」イベント実施</li> <li>・はつらつ教室、楽しく長生き講座にて講習</li> <li>・敬老祝賀式典において実演</li> </ul>
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行田ケーブルテレビでの定時放映</li> <li>・「みんなでラジオ体操&amp;ながちか（長親）体操」イベント実施</li> <li>・はつらつ教室、楽しく長生き講座、その他健康教室等の講座にて講習</li> <li>・敬老祝賀式典において実演</li> </ul>
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行田ケーブルテレビでの定時放映</li> <li>・「みんなでラジオ体操&amp;ながちか（長親）体操」イベント実施</li> <li>・楽しく長生き講座、その他健康教室等の講座にて講習</li> <li>・敬老祝賀式典において実演</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行田ケーブルテレビでの定時放映</li> <li>・楽しく長生き講座、その他健康教室等の講座にて講習</li> <li>・敬老祝賀式典において実演</li> </ul>

b) はつらつ教室

公民館で行われる高齢者学級と共催で、介護予防に資する基本的な運動、栄養、口腔、認知症予防等に関する教室

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
実施回数 (回)	48	48	48	48	終了	—
延べ参加者数 (人)	1,094	1,129	1,067	1,133	終了	—

c) 楽しく長生き講座

体操・運動・栄養・口腔・認知機能低下予防を「知る」「学ぶ」「体験する」ための出前講座

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
実施回数 (回)	25	28	22	27	38	
延べ参加者数 (人)	695	1,293	1,102	989	740	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

d) いきいき栄養教室

調理実習と講義を交えながら、高齢期の栄養改善について学ぶ教室（市内公民館等で開催）

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
実施回数 (回)	3	2	1	1	1	
延べ参加者数 (人)	52	23	18	10	3月実施予定	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

e) アクアフィットネス教室

水中での筋トレやウォーキング、アクアビクスなどを行い、陸上では膝や腰に痛みや不安のある方でも気軽に参加できる教室（市民プール及び総合福祉会館内プールにて、5回/コースを年間3コース実施）

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
実施回数 (回)	15	15	15	10	10	
延べ参加者数 (人)	141	186	213	160	140	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

f) チャレンジ・ザ・ジム!

市内の民間フィットネスクラブと提携し、3か月間で12回フィットネスクラブに通うことで、運動及び外出の習慣が継続できるよう支援する事業

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
実施回数 (回)	2	2	2	2	1	
参加者数 (実人数)	121	31	39	32	10	

※ 本事業は、①市内在住の65歳以上の方、②医師からの運動制限のない方、③介護保険料の滞納のない方、④本事業に一度も参加したことのない方、以上の全てを満たした方が対象。

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

g) エンジョイ! やすらぎ事業

社会福祉協議会への委託事業であり、地域の高齢者が様々なメニューの中から希望する講座を選択し、自ら活動に参加することで、閉じこもり防止や生活機能の維持・向上を図り、介護予防につながるよう支援する事業

		H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
高齢者カラオケ	実施回数 (回)	8	8	8	8	4	
	延べ参加者数 (人)	224	216	203	195	103	
骨盤ストレッチ	実施回数 (回)	8	10	10	10	2	
	延べ参加者数 (人)	112	130	132	122	19	
高齢者マージャン	実施回数 (回)	16	15	15	—	—	
	延べ参加者数 (人)	308	288	244	—	—	
高齢者水泳	実施回数 (回)	8	8	8	8	3	
	延べ参加者数 (人)	92	106	108	91	39	
高齢者脳トレ体操	実施回数 (回)	4	9	9	8	実施予定	
	延べ参加者数 (人)	72	147	140	138		
高齢者水中ウォーキング教室	実施回数 (回)	—	—	—	8	実施予定	
	延べ参加者数 (人)	—	—	—	73		
高齢者ウォーキング教室	実施回数 (回)	—	—	—	8	実施予定	
	延べ参加者数 (人)	—	—	—	130		

※高齢者マージャン教室は、平成30年度から自主サークルとなった。

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

## ■介護予防普及啓発事業（教室・出前講座）をまとめて

### 【取組状況・課題など】 ※目標値等に対する進捗状況

エンジョイ！やすらぎ事業については、参加者数の増加を図るため、高齢者の関心を得られるような内容の見直しを適宜行っています。これまで開催場所がやすらぎの里のみでしたが、令和2年度より市内公民館も活用して、広く参加者が集えるよう改善を行う予定です。

また、ノルディックウォーキングやマーじゃん教室は自主サークルに移行したことで、地域の高齢者が主体性を持った通いの場の創設に繋がっています。



### ③ 地域介護予防活動支援事業

地域において「ながちか（長親）体操」の普及・啓発を行うサポーターの養成に取り組み、フォローアップ研修を実施してきたところですが、既存のサポーター間での更なる情報共有や質の向上を目指し、自主グループを立ち上げ、日々の情報交換やイベントで体操を実施するなどの活動をしています。今後もサポーターの活躍の場の確保及び自立した活動への支援に重点的に取り組みます。

また、身近な地域における介護予防の実践の場として、シニアクラブやいきいきサロンなどの活用を含め、介護予防を目的とした通いの場（徒歩で行くことのできる場）の充実を図ることにより、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者の支え手となることができるような仕組みの構築を目指します。

#### 【取組状況・課題など】 ※目標値等に対する進捗状況

今後も引き続き、地域において「ながちか（長親）体操」の普及・啓発を行うサポーターの活躍の場の確保及び自立した活動への支援に取り組みます。

### ④ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証することで、一般介護予防事業の事業評価を行います。

これまで、一般介護予防事業修了者等に対するアンケート調査の実施を通じて、事業効果を検証しながら事業内容の見直しの検討を行う他、サービスを必要とする方に対し適正なサービスの紹介を行ってきました。

引き続き、同様の評価事業を行うことで、より効率的・効果的な介護予防事業の運営につなげられるよう努めます。

#### 【取組状況・課題など】

今後もアンケート調査等による評価事業を行い、より効率的・効果的な介護予防事業の運営につなげられるよう努めます。

## ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組みを強化するため、介護予防事業等にリハビリテーションに関する専門的知見を有する者が助言等を行い、効果の高い事業を行っていくものです。

市内の病院や介護施設等で活躍しているリハビリテーション専門職等と地域包括支援センターとの連携を図りながら、通所や訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、地域住民の運営する通いの場（徒歩で行くことのできる場）等にリハビリテーション専門職等を派遣することなどを通じて、当該職にある者の関与を促し、介護予防の取組みを総合的に支援していきます。

今後、早期に事業を創設し、より効果の高い介護予防の取組みを実施していきます。

### 【取組状況・課題など】 ※目標値等に対する進捗状況

平成 30 年度に、リハビリ職が不在である市内訪問・通所事業所に対してリハビリ専門職を派遣する地域リハビリテーション活動支援事業を開始しました。令和元年度には、その事業内容を拡大し、高齢者の有する能力を評価および改善手段を助言するため、高齢者サロンへリハビリ専門職を派遣し、体力測定・運動講座を実施しています。

また、サロンにて地域リハビリテーション活動支援事業を実施する際は、管轄の地域包括支援センターへ協力を依頼し、計測補助の他、各地域での包括支援センターPR および要支援者の把握に努め、14 サロンからの参加申し込みがありました。今後も更に多くのサロンが参加するように周知を行ってまいります。

なお、令和 2 年度以降は、住民主体の通いの場創設を目指し、100 歳体操の導入を検討します。

## イ 包括的支援事業<sup>※1</sup>の充実

### (ア) 地域包括支援センターの運営

#### ① 地域包括ケアシステム深化・推進への対応

地域包括支援センターは、行政機能の一部を担いつつ、地域住民に一番身近な機関として、条例の規定に基づき設置されたものであり、地域包括ケアシステムの深化・推進における中心的な役割を果たす存在として、その重要性がより増しています。

については、その求められる役割を正しく認識し、包括的支援事業を適正に実施していくため、次に掲げる各種施策の展開により、地域包括支援センターの機能強化を戦略的・複合的に図ります。

- a) 市による明確な運営方針の提示及び市の基幹型機能の保持
- b) 条例基準に合致する地域包括支援センターの設置数の確保及び人員体制の強化
- c) 機能強化型地域包括支援センターの継続的設置及び各センター間の機能分担・連携強化による効率的・効果的な運営の実現
- d) 地域包括支援センターの取組みに関する広報活動や情報公開
- e) 市及び地域包括支援センター運営協議会による継続的な評価や点検機能の強化

地域包括支援センターの適正かつ効果的・効率的な運営を確保するために、年2回開催される地域包括支援センター運営協議会において、各地域包括支援センターの活動や運営状況について、引き続き、確認、点検する他、市による3年毎の実地指導及び監査を実施します。

また、地域包括支援センターは自らの活動について評価（自己評価）するとともに、国が策定する全国統一の評価指標をもとに、地域包括支援センターの業務の状況や量の程度を把握し、各地域包括支援センターを比較評価することにより、地域包括支援センターの業務水準を引き上げ、適正な運営を図ります。

#### 【取組状況・課題など】

重点課題として、団塊の世代が75歳以上となる令和7年にむけ、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築と深化、推進を目指します。

## ② 地域包括支援センター運営の方向性

第6期計画期間中における地域包括支援センターの設置数は4か所としていましたが、本計画期間中の平成32年度までに地域包括支援センター設置数については、高齢化の進展に伴う第1号被保険者の増加を見込み、行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（以下、「包括条例」という。）の規定に基づき、1か所を増設し、5か所体制にしていきます。また、増設分を含めた5か所全てについて、法人への委託により運営していきます。

また、委託先については、包括条例に規定する人員の確保及び地域包括支援センターの安定的な運営が可能であり、包括的支援事業を適正に実施できる法人とします。

なお、地域共生社会の実現に向けた取組みの一環として、対象者を高齢者に限定せず、子ども、障害者などを含めた支援を必要とする全ての住民の生活課題を支援するための体制づくりについての検討を行います。

※ 平成20年度から平成23年度（第3期～第4期計画期間）にかけての4年間は、職員配置が困難となった1か所には委託せず、3か所体制による運営としていました。

その間は、1センター当たりの職員数を増員するとともに、担当地区割を変更するなどして対応してきましたが、高齢化の進展に伴う業務量の増大等を考慮し、平成24年度（第5期計画期間）からは再び新たな委託先を確保することで、4か所体制による運営としています。

※ 包括条例では一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数を定めています。

### 【取組状況・課題など】

地域包括支援センターは、担当地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域で特色のある創意工夫した事業運営に努めます。

また、令和2年度中には条例で定められた圏域内の人口となるよう同センターを1か所増設し、5か所体制での支援を行っていきます。

### ③ 地域包括支援センター運営協議会の設置・運営

地域包括支援センターの適正、公正かつ中立的な運営を確保するため、学識経験者や医療・福祉関係者等で構成する運営協議会を設置し、センターの業務に係る方針や運営等について審議するとともに、各業務の評価等を行っています。センターの担当圏域や、設置・変更・廃止などに関する決定に当たっても、運営協議会が関与することになります。

なお、地域包括支援センターの評価にあたっては、国が策定する評価指標に用いて適正に行います。

第7期計画期間においても、透明性の高いセンター運営を確保するため、市民に対し、センターの役割や業務内容を分かりやすく伝えるよう、周知活動にも注力していきます。

#### 【取組状況・課題など】

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を年2回以開催し業務に係る方針や運営等について審議しています。今後もセンターの役割や業務内容を周知するとともに、相談及び支援体制の強化に努めます。

#### ④ 地域包括支援センター相談協力員との連携

地域包括支援センター相談協力員は、本市独自の取組みとして、地域の高齢者の抱える諸課題を把握し、地域包括支援センターへとつなげる橋渡し役を担っています。

自治会毎に1～2名の方を委嘱するとともに、研修会の実施を通じて、その資質向上を図っています。

地域包括ケアシステムの実現を目指す上で、市民の理解と協力は欠くことのできない重要な要素であり、地域の中で市民が果たす役割は、より大きなものとなっていきます。

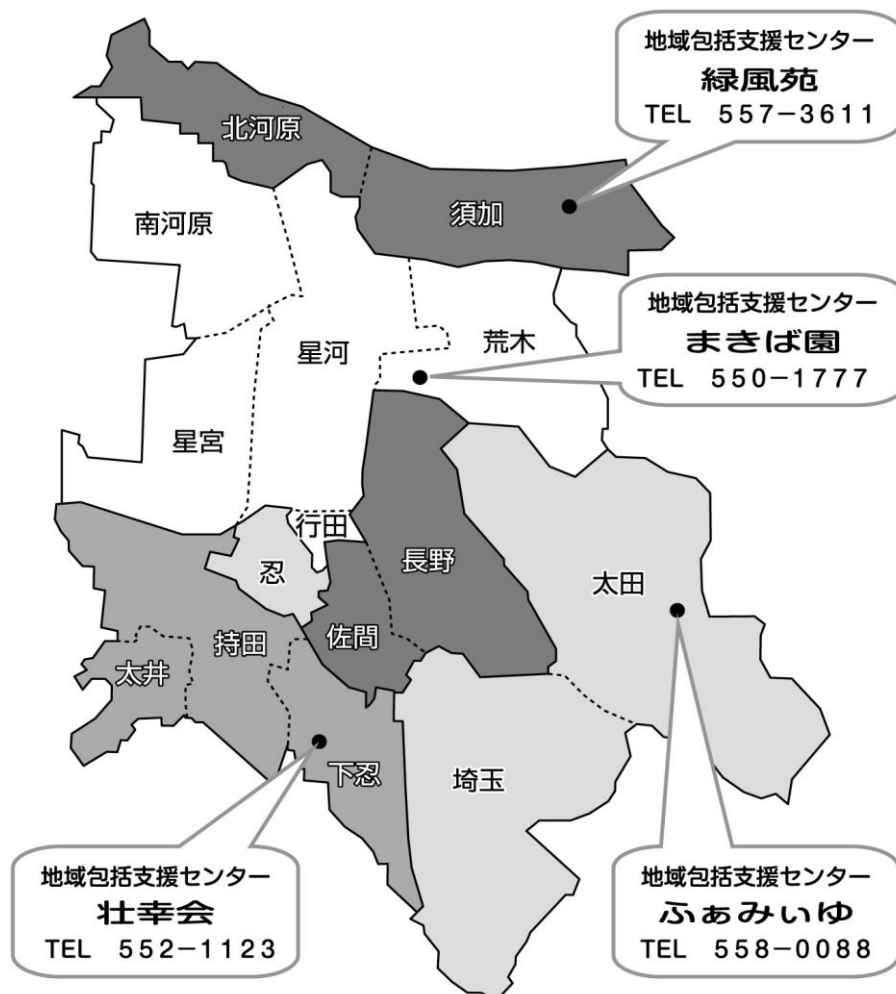
相談協力員が地域に根差した活動を展開できるよう、引き続き、地域支援ネットワーク会議の開催等を通じて、連携強化を図っていきます。

#### 【取組状況・課題など】

制度創設から10年以上が経過する中で、現在の活動状況や制度の課題などを把握し、更なる制度の充実を図り、地域福祉の推進者としてより一層活躍いただくことを目的に、令和元年度に相談協力員、関係機関である地域包括支援センターや民生委員に対し活動に関する実態アンケート調査を実施しました。

今後はアンケート結果を踏まえ、活動内容に関する課題等を分析するとともに、関係機関とより連携した活動につながるよう、今後検討会を開催するなどし、更なる制度の充実を図っていきます。また、相談協力員が地域に根差した活動に繋がるよう、顔の見える関係の構築、地域情報の共有等を目的に地域包括支援センターや民生委員などを行う地域支援ネットワーク会議については、引き続き年1、2回程度継続的に実施してまいります。さらに、令和元年度は民生委員、相談協力員が一斉改選となることから、活動連携等のために双方の役割、活動内容等の理解を目的に、合同研修会を開催する予定です。

⑤ 第7期・地域包括支援センターの担当圏域



■地域包括支援センターの設置・運営状況（人口は令和元年6月1日現在）

センター名／委託先	所在地	人口（うち65歳以上の高齢者数）	担当地域
地域包括支援センター緑風苑 ／社会福祉法人清幸会	須加 1563	20,426 (6,170)	佐間・長野・須加北河原
地域包括支援センターまきば園 ／社会福祉法人隼人会	白川戸 275	18,868 (6,141)	行田・星河・荒木・星宮・南河原
地域包括支援センター壮幸会 ／社会医療法人壮幸会	下忍 1162-14	23,855 (6,789)	持田・太井・下忍
地域包括支援センターふあみいゆ ／社会福祉法人瑞穂会	下須戸 65-1	18,032 (5,673)	忍・埼玉・太田
計		81,181 (24,773)	

※ 地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う施設

## ⑥ 地域包括支援センターケア会議の開催

### 現 状

各地域包括支援センターの抱える処遇困難事例に対応することや、国や県、市の重要施策の研修等を行うため、市独自の会議として開催しています。

会議では、情報交換や事例検討を定期的に行っているほか、センター職員の資質向上や業務遂行能力の均衡等を図るため、助言や指導等を行っています。

### ■地域包括支援センターケア会議及び専門部会の開催状況

(回)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
包括ケア会議	10	10	7	5	0	
専門職による専門部会	32	33	34	34	17	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

### 今後の方向性

地域包括ケアシステムの構築推進と地域包括支援センターの機能をより強化するため、引き続き、地域包括支援センターケア会議を開催し、情報交換や連携を図る場として活用することで、センター職員の資質向上に努めます。

### 【取組状況・課題など】

困難事例や、地域住民や関係機関による支援、要請事例等について随時、職種による検討を行い、自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域で不足している社会資源の把握及び開発につながるよう会議を充実させ事業の推進に努めます。



## ⑦ 総合相談支援業務（地域包括支援センター）

### 現 状

高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや、適切な機関または制度の利用につなげるための支援を行っています。

#### ■総合相談支援業務の実施状況 (件)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
相談件数	5,905	6,504	5,984	5,701	3,073	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

### 今後の方向性

経済的困窮や精神疾患等による処遇困難事例も増加していることから、高齢者やその家族の様々な課題に慎重に対処していくため、支援を必要とする高齢者の状況を正確に把握し、初期段階での相談対応や継続的・専門的な相談支援を行うことで、引き続き、適切なサービスや機関等へとつなげられるよう努めます。

今後は、高齢者だけではなく、子ども、障害者などを含めた支援を必要とする全ての住民の生活、医療、福祉に関する相談を受け、必要なサービスにつなげる総合相談を目指します。

#### 【取組状況・課題など】

各包括支援センターにて、電話・来所・訪問・文書等により相談業務を実施し、電話での相談件数が増加傾向です。相談内容としては介護保険の相談（申請・プラン作成など）の件数が最も多い状況です。今後も懇切丁寧な支援を図っていきます。

## ⑧ 権利擁護業務（地域包括支援センター）

### 現 状

社会福祉士等が、成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待や処遇困難事例、消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護に関する相談への対応や支援等を行っています。

#### ■権利擁護業務の実施状況

(件)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
成年後見制度の活用	6	3	3	1	1	
高齢者虐待への対応	25	27	10	12	5	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

### 今後の方向性

権利擁護に関する関係法律や制度等の活用により、引き続き、権利救済に努めるとともに、より効率的・効果的な支援を行うため、社会福祉協議会やNPOなど関係機関との連携を深めながら、センター職員の能力の向上を促進します。

#### 【取組状況・課題など】

NPO等の協力機関の増加により迅速な対応が可能となった反面、未だ複雑なケースもあることから地域包括支援センターの社会福祉士を中心に関係機関との連携を強化していきます。

## ⑨ 包括的・継続的ケアマネジメント業務（地域包括支援センター）

### 現 状

要介護・要支援者の介護支援専門員（通称：ケアマネジャー）や主治医など、地域における介護・医療等に関する多職種が連携・協働することにより、当該高齢者の日常生活を包括的かつ継続的に支援するとともに、ケアマネジャーの抱える処遇困難事例等に対する支援を行っています。

### ■包括的・継続的ケアマネジメント業務の実施状況

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
相談件数 (件)	660	901	739	689	327	
圏域別サービス 担当者会議（回）	308	337	312	440	170	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

### 今後の方向性

各医療機関やサービス事業者、地域住民等とのネットワークづくりをさらに推進し、引き続き、支援を必要とする高齢者への切れ目ないサービスの提供へとつなげられるよう努めます。

### 【取組状況・課題など】

ケアマネジャーの抱える処遇困難事例等に対する支援も含め、情報交換や知識の向上のため定期的な会議を行うとともに、相談業務等の支援をしています。また、当該高齢者の重度化防止と自立支援についても意識の向上に努めています。

## ⑩ 地域支援ネットワーク会議の開催

### 現 状

支援を必要とする高齢者等の把握を行い、必要な支援へとつなげることができるよう、地域の民生委員や地域包括支援センター相談協力員、社会福祉協議会等と連携し、地域包括支援センターの担当圏域毎に、市独自の会議を開催しています。

平成 29 年度からは、生活支援コーディネーターも参加し、地域の生活課題の把握や生活支援に関する資源について、地域毎に把握し、生活支援体制整備事業の協議体としての機能も持たせています。

### ■地域支援ネットワーク会議の開催状況

(回)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
担当圏域毎の会議	28	40	37	42	17	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

### 今後の方向性

高齢者が地域の中で抱える問題は、地域包括支援センターのみで解決できるものではないことから、ネットワーク会議の開催を通じて、引き続き、関係機関や地域住民との連携を深めながら、高齢者の支援へとつなげていきます。

また、関係者間で処遇困難事例の検討を行うなど、あらゆる機会を通じて、連携体制の構築を図ります。

### 【取組状況・課題など】

各関係機関の顔の見える関係の構築、支援が必要な方の情報把握、支援の調整などを行う地域支援ネットワーク会議については、年2回、全地域（全 185 自治会）で継続して実施しています。

平成 29 年度から生活支援コーディネーターも加わり、地域課題や生活支援に関する資源の把握を行い、課題と資源のマッチングも行っているが、こうした取組も今後も継続して実施していくとともに、生活支援体制整備事業との有機的連動を図り、高齢者の生活支援にも繋げていきます。

## (イ) 地域ケア会議の推進

### ① 地域ケア推進会議

地域ケア推進会議は、市が主催して平成 29 年度から実施しています。

平成 29 年度に、国、県のモデル事業に指定され、自立支援型地域ケア会議を開催してきました。

自立支援型地域ケア会議は、高齢者本人の自己実現に資する介護予防活動や生活支援、介護サービス等を提供するため、高齢者の生活の質の向上を目指し、多職種（歯科医師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等）の助言を得ながら、自立支援、介護予防、重度化防止の観点から、ケアマネジメントサービス提供の方向性を一致させていく会議の手法です。

また、地域ケア推進会議では、多職種でのケースの検討、事例の整理、アセスメント、説明等を行っていくことで、地域包括支援センター職員や介護支援専門員、サービス事業所の職員の資質の向上についても、会議の目的に含め、実施しています。

さらに、高齢者の個別課題や目標の検討を行いながら、地域の課題や不足する資源、開発すべき資源やサービスの把握、検討を行っています。

#### ■地域ケア推進会議の開催数

(回)

	H29	H30	R 1	R 2
開催数	12	12	6	

※令和元年度欄は令和元年 9 月末日現在

#### 【取組状況・課題など】

毎月開催されている会議にて、出席者に本会議の目的や開催内容について一定の周知ができました。より一層の自立支援及び重度化防止に向け、会議内のより活発な意見交換を図るため、事例提出者の事務作業等の負担を軽減するとともに、アドバイザーからの効果的な助言をプランに反映し実行できるよう継続的な支援に努めてまいります。

## ② 地域ケア個別会議

地域ケア個別会議は、地域包括支援センターの主催で実施しています。

地域ケア個別会議は、高齢者に関わる地域の関係者（担当ケアマネジャー、サービス提供事業者、自治会、民生委員、地域包括支援センター相談協力員、家族、警察、医療機関等）に参加していただき、主に処遇困難事例を中心に、高齢者の個別課題の検討を行っている会議で、関係者のネットワーク構築や生活支援に関することを協議するために開催しています。

### ■地域ケア個別会議の開催数

(回)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
機能強化型 地域包括支援センター緑風苑	7	8	6	4	0	
地域包括支援センター壮幸会	1	0	1	1	0	
地域包括支援センターまきば園	2	0	1	0	1	
地域包括支援センターふぁみいゆ	3	2	1	3	0	
合計	13	10	9	8	1	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

### 今後の方向性

地域ケアシステムの構築推進のために、介護予防、重度化防止の視点を踏まえながら、地域ケア推進会議は自立支援型地域ケア会議の手法で引き続き、開催してまいります。また、会議を定例化し、継続的に実施してまいります。

地域ケア個別会議については、地域の支援者のネットワークを構築できるように、継続的に実施します。

また、地域ケア推進会議及び地域ケア個別会議で検討した個別事例については、一定期間が経過した後、モニタリングを実施し、状況把握と支援内容の状況、目標に近づいているか等を確認し、支援方針や支援内容について再確認及び見直しを実施します。

市は、地域包括支援センターが適切に地域ケア個別会議を実施できるように指導するとともに、機能強化型地域包括支援センター緑風苑が、他の地域包括支援センターを後方支援してまいります。

### 【取組状況・課題など】

地域個別会議は、処遇困難ケースについて関係機関との共通認識を図る目的にて実施しており、普段のケース対応の中で、常に地域包括支援センターは関係機関との連絡・相談を行いながら業務を行っていることから、改めて地域個別会議を実施するケースは減少しているものと思料されます。引き続き、地域の支援者のネットワークを構築できるよう継続的に実施してまいります。

(ウ) 在宅医療・介護連携の推進

現 状

■在宅医療・介護連携推進事業の状況

在宅医療・介護連携推進事業	H30年度・令和元年度の実施内容
(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	事業所マップを市ホームページ上に掲載。奇数月に三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）と打ち合わせを実施し、状況を把握。
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	在宅医療・介護連携推進に係る多職種合同意見交換会を実施し、課題抽出を行った。平成28年9月に発足した、医療、介護、行政、福祉関係の代表者で組織する在宅医療・介護連携推進協議会及び平成29年9月発足の協議会の下部組織として作業部会（入退院調整、研修、患者情報共有、普及啓発）にて継続的に解決策を検討。
(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	平成30年度に県からの事務移管を受け、「行田市在宅医療支援センター」を設置し、コーディネーターによる相談窓口を継続して運営。入院時から在宅への退院支援、介護への連携、在宅生活支援に関わる多職種連携や関係者間に生じる意見の相違・倫理的問題について意思決定の支援や各種研修等を実施。また、地域在宅歯科推進拠点も設置、稼働開始しており、機能強化型地域包括支援センターにおいても在宅医療と介護連携推進事業を推進。
(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	ICT情報共有ツールMCS「うきしろネット」を医師会が導入。行田市在宅医療・介護連携推進協議会の作業部会（患者情報共有・ICT部会）を中心に医介連携情報ツール「わたしの人生ファイル」を作成。
(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	平成30年度に県からの事務移管を受け、「行田市在宅医療支援センター」を設置し、コーディネーターによる相談窓口を継続して運営。
(カ) 医療・介護関係者の研修	在宅医療と介護の多職種合同意見交換会を年1回実施し、その中で研修を行なった。また、推進協議会および行田市在宅医療支援センター主催による研修も実施し、顔の見える関係の構築と知識と技術の向上を図った。
(キ) 地域住民への普及啓発	行田市医師会主催の市民向けのフォーラムにおいて講演やパネル展示を実施（市は後援）、広報誌「行田人」を年3回発行。
(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	未実施

## ① 行田市在宅医療・介護連携推進協議会

地域における保健、医療、介護及び福祉に関する関係者相互間の在宅医療及び介護に対する理解を深めるとともに、連携を円滑にするため、行田市在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、医療と介護の連携に関する様々な課題解決に関する協議を行っています。

### ■行田市在宅医療・介護連携推進協議会の状況

(回)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
開催数	—	1	1	1	0	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

### 【取組状況・課題など】

医療・介護・予防・生活支援・住まいを包括的に提供することにより、地域社会全体で高齢者を支える仕組みである地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療・介護関係者相互で在宅医療、介護に関する理解を深め、円滑な連携を図るため協議を行っています。



## ② 行田市在宅医療・介護連携推進協議会 作業部会

先述の行田市在宅医療・介護連携推進協議会で出された課題を具体的に解決していくために、平成 29 年度から作業部会を設置しています。

### ■行田市在宅医療・介護連携推進協議会 作業部会の状況 (回)

	入退院調整部会	研修部会	患者情報共有・ ICT 部会	普及啓発部会
H29	2	3	4	4
H30	2	6	5	4
R 1	0	4	3	0
R 2				

※令和元年度欄は令和元年 9 月末日現在

### 【取組状況・課題など】

在宅医療・介護連携推進のための課題（①入退院に関するルール作り、②患者情報の共有方法の検討・ICT の活用、③研修、④普及・啓発）の解決に向け、それぞれの作業部会（4 部会・計約 60 人）において協議し医療と介護の情報連携ツールである「入退院調整手続き」や「わたしの人生ファイル」を作成した他、広報誌「行田人」を発行するとともに、専門職の資質向上と顔の見える関係づくりのため様々な研修会も実施しています。

### ③ 行田市在宅医療支援センター（仮称）と機能強化型地域包括支援センター

埼玉県では、平成 27 年度から在宅医療や在宅療養における医療相談や支援の窓口として、「在宅医療連携推進拠点」を県内郡市医師会に委託し設置をしています。

平成 30 年度からは、この事業は市で実施している在宅医療・介護連携推進事業に引き継がれ、市が市医師会に委託し「（仮称）行田市在宅医療支援センター」として設置する予定です。

「（仮称）行田市在宅医療支援センター」では、医療、福祉の両方に精通したケアマネジャーの資格を持つ看護師等の専門職を配置し、高齢者本人、家族、地域包括支援センター職員等からの在宅における療養生活や医療、介護やその連携等に関する相談を受けます。それに加え、医療、介護関係者の研修の実施や在宅医療、介護に関し、市民への周知を図るための広報活動も実施します。

また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携調整や高齢者本人やその家族に対して地域の医療機関や介護事業所の紹介を行っていきます。

機能強化型地域包括支援センターにおいても、在宅医療の相談機能を設置しています。機能強化型地域包括支援センターでは主に介護事業関係者からの医療相談を受け、（仮称）行田市在宅医療支援センターへの連絡調整を行うとともに、地域包括支援センター間の在宅医療・介護連携に関する調整を行っていきます。

#### 今後の方向性

今後は、在宅医療を担う医師をはじめとする在宅医の確保や居宅介護サービスの人材の確保も課題と考えられ、人材確保対策や人材不足を補う連携システムの工夫も必要となります。また、本事業において開発や導入された連携シートやツールの関係機関への普及、市民への普及・啓発が課題になると考えられます。

さらに、今後、この取組みには新たな課題が出てくるとも思われます。

そのため、在宅医療と介護の連携がさらに円滑になるよう、行田市在宅医療・介護連携推進協議会の議論を継続し、また、市医師会をはじめ各介護事業所連絡会とも綿密に連携し、様々な事業や取組みを行っていきます。

#### 【取組状況・課題など】

平成 30 年度に、地域包括ケアシステム構築の方法の一つとして、医師会への委託にて在宅医療・介護連携の相談支援、切れ目のない提供医療・介護の提供体制構築を推進するため在宅医療推進拠点として「行田市在宅医療支援センター」を県からの事務移管を受け、設置しました。同センターにはコーディネーターを配置し、相談窓口を継続して運営。入院から在宅復帰へ向けた退院支援、介護との連携、在宅生活支援に関わる多職種連携や関係者間に生じる意見の相違・倫理的問題について意思決定の支援や各種研修等を行っています。

また、平成 28 年度から機能強化型地域包括支援センターを 1 箇所指定しており、1 箇所の人員体制を強化し、在宅医療と介護連携推進事業および認知症対策事業をすすめる、認知症地域推進員の設置、初期集中支援チームの設置と運用、認知症ケア向上推進事業等の一部を委託して高齢者だけでなく介護事業関係者の支援も図っています。

(エ) 認知症総合支援事業

① 認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員は、認知症の方への支援施策を中心的に企画し、調整する専門員で、市高齢者福祉課及び機能強化型地域包括支援センターに配置しています。

また、それぞれに配置した認知症地域支援推進員は常に連携し、本市の認知症施策全体の推進を検討し、中心的に企画提案を行っています。

■認知症地域支援推進員の状況と配置予定数 (人)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
認知症地域支援推進員の配置状況	2	4	5	(5) 5	(5) 6	(5)

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

※ ( ) は予定値

■認知症地域支援推進員会議の開催数 (回)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
開催数	-	7	8	9	6	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

【取組状況・課題など】 ※目標値等に対する進捗状況

定期的に会議を開催し、認知症施策に関する情報共有をする等、常に連携し、本市の認知症施策全体の推進を検討し、認知症の方が安心して暮らすことのできる地域づくりをするため、企画提案を行っています。

## ② 認知症初期集中支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施しています。

### ■ 認知症初期集中支援事業の状況

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
認知症初期集中支援チーム (チーム数)	—	1	1	1	1	
認知症初期集中支援チーム 対応件数	—	1	6	3	2	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

### 【取組状況・課題など】

認知症への意識の向上により医療機関や介護事業者、地域包括支援センターでの対応が増加し、チームでの対応は減少傾向となっているが、本人の拒否や希薄な家族関係により支援の難易度は高くなっています。引き続き、関係機関との連携を強化し、早期解決を図ります。

### ③ その他の認知症支援事業

認知症の方のケア向上のための取組みを実施しています。

#### ■その他の事業の状況

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
認知症相談 (延べ人数)	3	4	—			
認知症ケアパスの 作成	作成済	改正	作成済	作成済	改正予定	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

#### 今後の方向性

認知症相談については、認知症初期集中支援事業と内容が重複していることから、今後は廃止とし、認知症初期集中支援事業を継続し、さらに充実させ、活用してきます。

今後も認知症地域支援推進員を中心に、認知症の方のケア向上のために、埼玉県が設置している認知症疾患医療センターや障害福祉関係機関等、認知症ケア、さらには障害に関する機関や職種とのネットワーク構築をさらに推進し、認知症カフェに対する企画提案、認知症サポーター養成講座の開催提案等を行います。

また、認知症ケアに携わる多職種協働のための研修も検討していきます。

#### 【取組状況・課題など】

認知症ケアパスについては、認知症本人の方やそのご家族の方が、認知症の方の実情に応じた適切なサービス提供の流れがわかるよう、地域での認知症に関する医療・介護サービスの周知に有効であるため、今後も引き続き、適宜情報を最新のものに改正していきます。

### （オ）生活支援サービスの体制整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、支援を必要とする高齢者が増加する中で、高齢者の方々が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、地域やボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体による生活支援サービスの提供が求められています。

こうした地域全体で多様な主体によるサービスの提供を推進するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）<sup>\*1</sup>や協議体の設置等を行っていますが、より地域に密着した支援体制の強化を図ることを目的に、日常生活圏域単位での生活支援コーディネーターや協議体の設置に努めます。

生活支援コーディネーターや協議体は、生活支援サービスを効果的に提供するために、既存のボランティア、NPO等を把握するだけでなく、新たな担い手の育成や生活支援のニーズの掘り起こしにより、生活支援ニーズと担い手とのマッチングを行います。

また、生活支援コーディネーターは、各地域や機関で実施されているボランティア養成についても把握を行い、生活支援ニーズとボランティア養成を繋ぐとともに、効率的なボランティア養成について、関係機関との調整を行い、生活支援ニーズと担い手のマッチングに活かします。

さらに、高齢者自らが社会的役割を持つことが、自身の生きがいや介護予防へとつながることから、高齢者の介護予防、社会参加の促進及び生活支援サービスの充実を一体的に捉え、意欲と能力のある高齢者が「支える側」に回れるような仕組みや体制も勘案しながら、実現に向けた取組みを段階的に推進していきます。

#### 【取組状況・課題など】

市内全域を担当する第1層の生活支援コーディネーターを平成28年度に配置するだけでなく、より小地域単位での支援体制を構築、強化するため、令和元年度より第2層の生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置し、支援体制の構築を進めています。

支援体制の構築を進めるためには、地域課題や資源を把握することが必要であり、平成29年度から、地域包括支援センター、民生委員、相談協力員等が一堂に会す全地域の地域支援ネットワーク会議に参加するとともに、令和元年度には、上記メンバーに加え、自治会関係者や各地域協力員等が集う「ささえあいミーティング（地区毎の住民座談会）」に参加し、地域課題や地域資源の把握、資源情報の提供等に努めています。

地域課題では、買い物支援や移動支援の問題、集いの場などの充実等についての課題が高かったことから、民間事業者との移動販売の開始調整や通いの場の創設、デマンドタクシーの内容充実に向けた調整などを行い、サービスの開始や充実に繋げ、また市民のささえあい意識の向上を目的とした支え合いフォーラムの開催や市内集いの場マップの作成などを行いました。

今後も引き続き、住民参加の会議等に参加し、課題や資源把握に努めつつ、課題と資源のマッチング、不足するサービスの構築や新たな資源の確保を行っていきます。

また、地域での話し合いから地域での支えあい体制の構築が図れるよう、地域ごとの座談会等を定期的で開催していくため、令和元年度に市内15地区のうち2地区をモデル指定し、実施していくとともに、今後は順次各地区へと広げていく予定です。